

Interview

化学物質管理担当者も知っておきたい 安全保障貿易管理について

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課
課長 浅井 洋介 (あさい ようすけ)

新型コロナウイルスの感染拡大がいまだに収束の兆しを見せません。皆さまにおかれましてはくれぐれもご自愛を下さいませ。今月号の巻頭インタビューも、前月に続きコロナ禍の下での対面取材を避け、書面による質問への回答を掲載いたします。読者の皆さまから要望をいただくことの多い安全保障貿易管理の基本事項について、監督官庁である経済産業省 浅井課長より詳しく解説していただきました。

はじめに

北朝鮮の核・ミサイル問題をはじめ、中東地域における国家間の対立、世界に拡散するテロの脅威、南シナ海における緊張等、日本を含む国際社会は様々な安全保障上の脅威にさらされています。また、今般の新型コロナウイルスの世界的流行による国際社会や経済への甚大な影響は、ウイルス・細菌兵器が及ぼしうる脅威を再認識させています。こうした多様化する安全保障上の脅威を未然に防ぐため、安全保障貿易管理の重要性がますます高まっています。

安全保障貿易管理とは、国際的な平和及び安全の維持のため、先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器(核兵器や化学兵器など)や通常兵器(鉄砲や戦車など)の開発や製造に関与している懸念国やテロリスト等に渡ることを未然に防ぐため、国際的な枠組

の下、各国が協調して実施している輸出管理です。

我が国は、国際的な平和及び安全への貢献のため、大量破壊兵器や通常兵器を規制する国際条約や国際輸出管理レジームといった国際的な枠組に基づき厳格な安全保障貿易管理を実施しています。

本稿では、安全保障貿易管理に関する国際的な枠組の概要、国際的な枠組に基づく我が国の安全保障貿易管理の法制度や制度運用の概要、安全保障貿易管理を巡る国際動向、輸出者が安全保障貿易管理を行う上での留意点など、安全保障貿易管理の概説を紹介していきます。安全保障貿易管理の世界は奥深く、本稿が安全保障貿易管理を実践していく上での最初の一步を照らす道標となれば幸いです。

国際輸出管理レジームについて

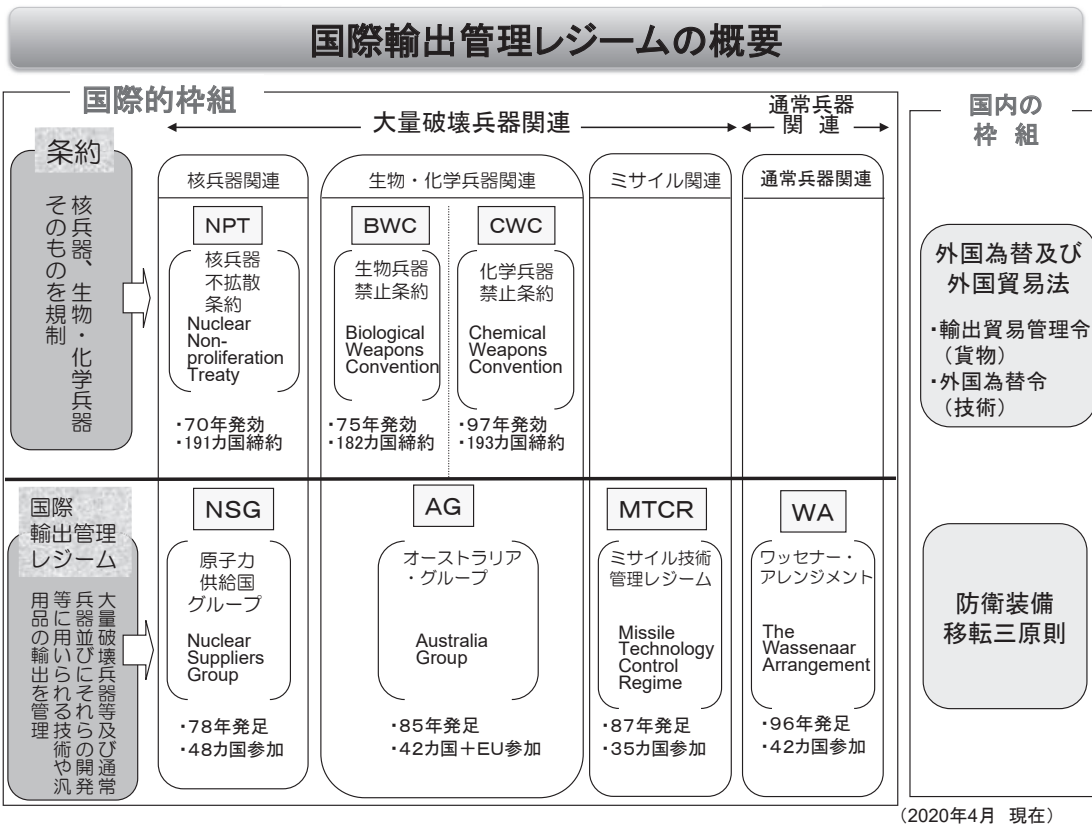
Q: 国際間において安全保障貿易管理はどのように行われているのでしょうか? “国際輸出管理レジーム”と呼ばれる枠組について伺いたいと思います。

国際輸出管理レジームとは、大量破壊兵器等の拡散や通常兵器の地域における過剰な蓄積を防止するための国際的な輸出管理の枠組です。条約のような法的拘束力を有する国際約束ではなく、国際的な輸出管理の必要性を共有する国同士による紳士的な申し合わせです。

現在、1.核兵器関連の「原子力供給国グループ」、2.生物・化学兵器関連の「オーストラリア・グループ」、3.大量破壊兵器の運搬手段関連の「ミサイル技術管理レジーム」、4.通常兵器関連の「ワッセナー・アレンジ

メント」の4つの国際輸出管理レジームが存在します。我が国は4つのレジーム全てに加盟しています。概ね共通する活動内容は、輸出規制品目リストの改定、実効的な輸出管理制度実現に向けた意見交換やガイドライン作成、規制品目及びその移転、各国輸出管理制度などについての情報交換、レジーム非加盟国へのアウトリーチなどです。

レジーム加盟国は、レジームでの合意に基づき、国内で適正に輸出管理を実施することが求められていますが、国内の具体的な実施方法は各加盟国の裁量に委ねられています。我が国は、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づき、適正に輸出管理を実施しています。



図表 1 国際輸出管理レジーム概要グループ

我が国の安全保障貿易管理制度

Q: 日本において安全保障貿易管理はどのように行われているのでしょうか？ 安全保障管理制度の枠組について伺いたいと思います。

我が国においては、国際輸出管理レジーム等の合意に基づき、外為法の下、通常兵器や大量破壊兵器及びこれらの開発等に使用される可能性のある貨物の設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引については、経済産業大臣の許可を取ります。

我が国の安全保障貿易管理制度は、大きく分けると2つの規制が存在します。1つ目が、国際輸出管理レジームで合意された規制対象貨物や技術を、外為法の政省令上で品目リストにし、当該リストに該当する貨物・技術を輸出する場合、経済産業大臣の事前許可を求める「リスト規制」です。リスト規制では、大量破壊兵器などの開発や製造への転用のおそれが高い貨物

や技術が対象となっており、輸出先の用途や輸出先国に関わらず規制対象となります。

2つ目が、リスト規制品目以外の全品目(食料や木材などは除く)を対象に、提供先の懸念度、具体的には最終需要者が誰か、どのような用途で利用するかに応じて規制を行う「キャッチオール規制」です。

安全保障貿易管理制度は、元来、共産圏諸国への大量破壊兵器の開発や製造への転用のおそれを規制するリスト規制のみの制度でした。その後、東西冷戦が終わり、地域紛争やテロが世界各地で頻発するようになったことを受けて「大量破壊兵器等の不拡散及び通常兵器の過剰な蓄積の防止」を目的として、機微な貨物や技術でない汎用品の兵器への転用を防止するためのキャッチオール規制が追加的に導入された経緯があります。

制度の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	政省令で定める品目 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記(B)の国	下記(A)及び(B)を除く全ての国(C)
と許 可 が 必 要 な 件	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A):各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国【計26カ国】:輸出令別表第3
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】:輸出令別表第3の2
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国 イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

図表 2 安全保障貿易管理制度概要

カリフォルニア州プロポジション 65 ～最近の動向と日本企業の対応～

ユーロフィン・フードアンドプロダクト・テストイング(株)
製品ユニット事業部長
赤木 俊太郎 (あかぎ しゅんたろう)

1. Proposition 65 とは

1.1 Proposition 65 概要

Proposition 65(プロポジション 65)とはアメリカ合衆国カリフォルニア州環境保護庁の部門である環境健康有害性評価局(OEHHA)が主導機関となっているアメリカ合衆国カリフォルニア州法 The Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 の通称である。1970 年代以降に国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)における環境会議にて提案された“地球環境について考える日”「アース・デイ」をサンフランシスコ市が採用したことを受け、アメリカ合衆国では環境問題への関心が高まっていった。有害物質による汚染、さらには死亡者数の増加が問題視され、カリフォルニア州の住民投票を経て立法化された州法である。

カリフォルニア州の飲料水の水源を発がん性・先天異常等の成因となる生殖発生毒性が既知、もしくは懸念される化学物質による汚染からの保護すること、また同州における消費者・作業者が同化学物質の暴露リスクを事前に知る権利を保護することを目的としている。

同州法はカリフォルニア州 Health and Safety Code 25249.8 条においてカリフォルニア州に対して対象となる化学物質一覧の公開、および最低年 1 回の更新を

義務付けており、対象化学物質一覧は「Proposition 65 List」として公開されている¹⁾。

またカリフォルニア州 Health and Safety Code 25249.6 条において各企業に対して対象化学物質の暴露に関する評価、明確且つ妥当な警告表示による市民への情報開示を義務付けている。

我が国においては各企業が推進するグリーン調達での管理対象とする化学物質の大半が EU における RoHS 指令(Directive 2011/65/EU)と REACH 規則(Regulation (EC) No 1907/2006)を参考としている点、管理基準として暴露量ではなく含有量を用いる慣習がある点を背景として、同州法の対応に苦慮されるケースが散見される。

1.2 Proposition 65 の対象となる事業者

カリフォルニア州 Health and Safety Code 25249.11 条において従業員 10 名未満の事業者、連邦政府・地方自治体の各機関、これらを除くカリフォルニア州の事業者全てを対象としている。

留意すべき点は、製造業や小売業と業種を限った内容ではなく、情報開示の対象も消費者に限定されていないため、カリフォルニア州において製造・販売・消費されるケースのみではなく、流通されるケースにおいても同州法への対応が求められる点である。故に

製造者が従業者 10 名未満の事業者であり適用を免れたとしても、その製品を扱う流通業者や小売業者が 10 人以上の雇用を行っている場合と適用を受けることとなる。またカリフォルニア州に拠点を持たない事業主であっても、eコマースや通信販売を通して、違法物質を含んでいる製品が同州で流通、販売される場合は適用を受けることとなる。

1.3 Proposition 65 の対象となる化学物質

カリフォルニア州規則 27 CCR 27001 条において発がん性・先天異常等の成因となる生殖発生毒性が既知、もしくは懸念される化学物質のうち「Proposition 65 List」に記載されている化学物質を対象としている。OEHHA が公開している 2020 年 1 月 3 日付の最新版では農薬、一般家庭用品、食品、医薬品、染料、溶剤などの添加物や成分、化学反応による副産物を含む 960 物質が記載されている(図表 1)。

2015 年 5 月 11 日に「Proposition 65 List」へ追加となったビスフェノール A(BPA)は、主にポリカーボネート、エポキシ樹脂と呼ばれるプラスチックの原料として使用する化学物質として知られている。ポリカーボネート製の食器・容器、エポキシ樹脂による防蝕塗装が施されている缶詰・飲料缶の内面に微量に残

留する製造過程で反応しなかったビスフェノール A について、飲食物に移行し経口摂取するリスクが挙げられ各国において対応が検討された。

アメリカ合衆国においては、アメリカ食品医薬品局(FDA)がリスク評価の継続対象としながらも、今日の暴露状況と無毒性量(NOEL)1 日あたり体重 1 kg あたり 5 mg を比較し、乳児にも成人にも十分な安全領域であること、動物実験の報告等これまで得られた知見の評価から無毒性量を変更するほどの根拠が得られなかったことから、安全であるとの結論を公開している²⁾。

一方でカリフォルニア州においては、「Proposition 65 List」に追加として規制強化が図られている。OEHHA は 2013 年に発生毒性を根拠に追加としたが、裁判所からの差し止め命令を受け、一旦除外とした。しかしながら、2015 年に女性への生殖毒性と根拠を変更して改めて追加としている。

このように国として規制対象としていない化学物質であっても規制対象として含まれる実例が存在するため、アメリカ合衆国市場を対象とした製品の安全性管理において Proposition 65 は対策が必要な法令として位置付けられる。

ラベル・SDSの有効な活用

中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 非常勤上席専門役
日本ケミカルデータベース(株) 非常勤
日本大学 生物資源科学部 応用生物科学科 非常勤講師
農学博士 荒木 明宏 (あらかき あきひろ)

はじめに

平成18年に労働安全衛生法における表示および文書交付制度にGHSが導入されてから10年が経過し、多くの化学品にGHS対応のラベル・SDSが提供されるようになったが、化学物質による労働災害数は減少傾向ではあるものの、横ばいの状況である。厚生労働省は、GHS対応のラベル・SDSの活用が重要であると考えラベル・SDS活用促進事業を平成28年度(2016年)より展開している。本稿においては、ラベル・SDSの活用についてリスクアセスメントの視点で考えてみたい。

1. ラベル・SDS活用の重要性

1.1 ILOの化学物質の適正な管理戦略

職場における化学物質の適正な管理を実現し、一般環境を保護するための全体的戦略は、ILOの「職場における化学物質の使用の安全に関する条約」(1990年、第170号)と同条約に付随する勧告(第177号)、「職場における化学物質の使用の安全に関する実務規程」や、いくつかの訓練用マニュアルの中で詳しく説明されている。この内容は30年を経た現在においても妥当性を失っていない。具体的手法の概要は、ILOの「職場での化学物質の使用における安全衛生2014(ILO

Cataloguing in Publication Data)」において、3つのステップとしてわかりやすく紹介している。第1ステップは、どのような化学物質が存在するのかを明らかにし、健康有害性・物理的危険性・環境有害性によってそれらを分類し、危険有害性や保護措置を伝達するためのラベルや安全性データシートを作成提供することから始まる。情報は、化学物質の適正な管理を実現するための必要な基盤を成すもので、職場又は環境中に放出される化学物質についての情報がなければ、影響の評価や適切な保護・制御措置の決定を進めることが不可能となる。第2のステップは、特定・分類された化学物質が職場でどのように使用され、どのようなばく露が生じ得るかを評価する。これは、ばく露モニタリング、又は使用量や職場の設備環境を考慮した放出の可能性と化学物質の物理的特性に関する要因に基づいて、ばく露量を推定するツールを利用することによって求めることができる。第3ステップは、この情報を使用して職場での適切な予防・保護プログラムを策定する。これには、局所排気装置などの衛生工学的対策の導入と使用、より有害性の少ない化学物質への代替、必要に応じて呼吸保護具、化学防護服の使用など、さまざまな種類の予防・保護対策が含まれる。これらの対策を支援・強化するプログラムの一環として、ばく露モニタリング、ばく露を受ける労働者への情報

提供と教育訓練、記録の保存、健康診断による医学的監視、緊急時計画、廃棄手順といった措置がある。すなわち、ILOの戦略はリスクアセスメントに基づく化学物質管理そのものであり、第1ステップは、GHSシステムによるラベルや安全性データシートの提供である。GHSは、純粋な物質や混合物などのあらゆる化学物質を網羅的に、職場、危険物輸送、消費者、環境における化学物質の危険有害性に関する情報伝達の要件を定めている。このことから、本邦においても化学物質の危険有害性に関する最も適切で入手しやすい情報源は、GHSシステムにより提供されるラベルとSDSとなっている。

1.2 我が国におけるGHSとリスクアセスメントに係る安全衛生法の整備状況と労働災害

図表1に化学物質の危険物、有害物に起因する労働災害発生状況(全業種休業4日以上)、図表2に化学物質による業務上疾病(がんを除く)発生状況(休業4日以上)を示した。

昭和26年(1951年)、安全衛生法に表示制度(ラベル表示)(現在の労働安全衛生法57条)が施行され、平成12年(2000年)に、有害物の譲渡提供の際の文書交付制度(SDSの提供)(現在の労働安全衛生法57条の2)が施行された。また、同年に化学物質による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針(リスクアセスメント指針)が制定された。平成18年(2006年)に、ラベル表示およびSDSの提供にGHSが導入されると共に、リスクアセスメント指針に爆発火災防止リスクアセスメントが盛り込まれ、リスクアセスメントの実施が努力義務とされた(旧指針は廃止)。

重大災害とされる休業4日以上の災害の発生状況を労働災害統計で見ると、化学物質によるものは平成15～18年までは650～700件程度であったのが、平成18年以降は450～500件程度に減少した。また、疾病(がんを除く)によるものは平成15～18年までは300人程度であったのが、平成18年以降は200～250人程度と減少した。この労働災害発生の減少は、GHSによる化学物質の危険有害性とこれに対する保護措置についての情報を活用し、自主的にリスクアセスメント等に取り組んだことによるものと考えられた。

平成24年(2012年)に、表示・文書交付対象物質以外のGHS分類により一定の危険有害性がある化学物質(危険有害化学物質)に対してラベル表示とSDS提供の努力義務規定(労働安全衛生法28条の2)が導入された。これにより全ての危険性・有害性のある化学物質のラベル表示とSDSが義務又は努力義務で提供される状況となったが、平成18年以降、休業4日以上の災害の発生状況は横ばいとなっている。これらの災害の多くは、化学物質の性質を知らずに取扱い、もしくは危険有害性に対応しない取扱いをしたことに起因しており、ラベルとSDSを活用し、リスクアセスメントを実施していれば防げたとされている。このことから、平成26年(2014年)6月1日に労働安全衛生法を改正し、表示・文書交付対象物質に対してリスクアセスメントを義務化(労働安全衛生法57条3)し、平成28年(2016年)6月1日より施行した。リスクアセスメント実施が義務付けられたのは、業種・規模にかかわらず、表示・文書交付対象物質を製造又は取り扱う全ての事業者である。このことから、業種・規模にかかわらず、全ての危険性・有害性がある化学物質のリスクアセスメントが義務又は努力義務で実施される状況となった。



SDGs を意識した CSR の取り組み

一般財団法人電気安全環境研究所 CSR 担当部長
桑原 崇 (くわはら たかし)

今回は、SDGs について取り上げます。SDGs がどのようなものなのか、企業活動にどのようにつなげることができるのか、ご執筆いただきました。

はじめに

SDGs(エス・ディー・ジーズ)。日本国内では、ここ 1 年で急速に普及した言葉であり、新聞やテレビを通じて、見聞きしたことがある人も多いのではないだろうか？ 国会議員や経営者、2019 年ノーベル賞を受賞された吉野さんの胸にも 17 色のバッジ。ちょっと前までは、LGBT 支援のレインボーマークと間違われることも少なくなかった(もちろん SDGs の中にも入っているのだが・・・)。

SDGs の正式名称は、Sustainable(サステナブル: 持続可能な)、Development(デベロップメント: 開発のための)、Goals(ゴールズ: 目標)といい、2015 年 9 月に国連で採択された、2030 年に向けて世界各国が共通で目指す目標のことである。

私は普段、主に中小企業向けに SDGs に関するセミナーを実施しているのだが、今回はその内容を凝縮してお伝えしたい。

1. SDGs とは？

今回のテーマである SDGs について、単語レベルの日本語訳に分解して説明しよう。

まず『Goals』は『目標』の複数形であり、今回は 17 の目標が定められた。次に『Development』だが、日本では昔から“国連=途上国支援”のイメージが強く、今回も国連用語として『開発』と訳されているが、本来の意味は、『発展・進歩・成長』といった意味合いが強い。そして『Sustainable』は、『持続可能な』と訳されているが、この言葉を初めて聞いて、すぐにイメージできる人がどれだけいるだろう。こちらも直訳すると、『維持できる、耐えうる』である。つまり SDGs とは、何か理想郷のような世界を目指しているものではなく、『今すでに地球は限界に近い状態にあるが、なんとか耐えて現状+αを維持しながら、少しでも進歩・成長するための、切羽詰まった目標群』と捉えるべきだと私は考えている。

～ 各社の化学物質管理 ～

第 50 回

名古屋大学における 化学物質管理の取り組み

名古屋大学 環境安全衛生管理室 副室長
准教授 博士(工学) 林 瑠美子 (はやし るみこ)

はじめに

このたび、縁あって、大学での化学物質管理の取り組みや教育について執筆させていただくことになった。国立大学は、ご存知の通り 2004 年に国立大学法人となった時点から労働安全衛生法適用となり、慌てて局所排気装置の設置台数の増強や作業環境測定の徹底に取り組み始めたような状況であり、企業の化学物質管理体制からは若干の遅れをとっている。とはいえ、大学では実験中の事故などが実際に発生しており、教育研究現場ならではの課題は山積みであったことから、法人化は国立大学にとって一つのよい契機となったといえる。大学ごとに様々な工夫を凝らしながら、また、国立七大学安全衛生管理協議会、大学等環境安全協議会¹⁾、特定非営利活動法人研究実験施設・環境安全教育研究会²⁾といった情報共有の場を活用したり、企業の先進事例を参考にしたりさせていただきながら、大学の教育研究環境の改善に努めてきてい

る。法人化から 15 年以上が経過し、国立大学の一事例として、名古屋大学が取り組んできた化学物質管理についてまとめさせていただくことは大変よい機会であると感じている。

また、安全に関する素養を身に着けた人材を輩出することも大学の大きな使命の一つである。名古屋大学では学生を含むすべての構成員に対して安全教育を実施するための安全教育ガイドラインも設け、入学時から時期をとらえて様々な形で安全教育を実施している。本稿では、大学特有の課題と、名古屋大学の化学物質管理や安全教育に関する取り組みについて、読者の皆様と共有したい。

1. 名古屋大学環境安全衛生管理室の紹介

名古屋大学環境安全衛生管理室は、名古屋大学全体の環境・安全・衛生に関する業務全般を扱う全学の